

平成29年度答申第36号
平成29年12月25日

諮問番号 平成29年度諮問第38号（平成29年12月1日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 平均賃金決定処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求に係る処分は取り消されるべきであり、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当とはいえない。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が平均賃金決定申請（以下「本件申請」という。）をしたのに対し、A労働局長（以下「処分庁」という。）が労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）12条8項に基づく平均賃金決定処分（以下「本件処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求した事案である。

2 関係する法令等の定め及び通達による算定方法

（1）法令等の定め

ア 平均賃金は、労基法12条1項により、算定事由発生日以前3か月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した金額をいうとされ、同項から同条6項までにその算定方法が規定されているが、それらの規定のいずれによっても算定し得ない場合の平均賃金は、厚生労働大臣の定めるところによることとなる（同条8項）。

イ そして、「労働基準法第十二条第一項乃至第六項の規定によって算定し得ない場合の平均賃金」（昭和24年労働省告示第5号。以下「告示第5号」という。）2条は、都道府県労働局長が労基法12条1項から6項までの規定によって算定し得ないと認めた場合の平均賃金は、厚生労働省労働基準局長の定めるところによるとしている。

(2) 通達による算定方法

厚生労働省は、告示第5号2条を受けて、通達を発出しており、これらにより、労働者が業務上疾病の診断確定日に既にその疾病の発生のおそれのある作業に従事した事業場を離職している場合の平均賃金を、以下のように算定している。

ア 労働者がその疾病の発生のおそれのある作業に従事した最後の事業場（以下「最終事業場」という。）を離職した日以前3か月間に支払われた賃金により算定した金額を基礎とし、算定事由発生日（診断によって疾病の発生が確定した日をいう。）までの賃金水準の上昇を考慮して当該労働者の平均賃金を算定する（昭和50年基発第556号通達（以下「556号通達」という。））。

イ 最終事業場を離職した日以前3か月間に支払われた賃金の総額が不明である場合、算定事由発生日を起算日とし、同日に当該事業場で従事した同種労働者や、同日における同地域又は類似の他の地域における同種、同規模事業場に従事した同種労働者の一人平均の賃金額により推算する方法等による金額を基礎として当該労働者の平均賃金を算定する（昭和51年基発第193号通達（以下「193号通達」という。））。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、平成28年8月4日、処分庁に対し、P（個人事業主であるQの屋号）で過去に石綿を取り扱う作業に従事していたことが原因で肺がんを発症したため、労働者災害補償保険の休業補償給付等の請求に必要であるとして、Pを最終事業場とし、本件申請をした。

（平均賃金決定申請書、復命書）

(2) 処分庁は、平成29年2月17日、Pを最終事業場とし、審査請求人がPを離職した日を昭和58年12月31日と認定した上で、審査請求人がPを離職した時の賃金額が不明であったことから、P勤務当時の審査請求人の業務、年齢及び在籍期間を考慮し、賃金構造基本統計調査及び毎月勤労統計全

国調査の結果を用いて賃金額を推算して、平均賃金を6,671円とする本件処分をした。

(平均賃金決定通知書、起案文書)

(3) 審査請求人は、平成29年4月26日、審査庁に対し、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(4) 審査庁は、平成29年12月1日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却し、原処分を維持することが妥当であるとして、諮問した。

(諮問書)

4 審査請求人の主張の要旨

(1) 平均賃金6,671円との決定は金額が低すぎる。

(2) 本件申請時には30歳で離職したと述べたが、新たな資料によると実際は平成10年12月まで雇用されていた。

(3) 日当は9,000円以上であり、新たな資料をみると、昭和63年は9,500円で、平成に入ると年々上がっている。事業主は平成9年に16,000円にしたと言っている。

(4) 平成10年を離職日とし、平均賃金を11,000円としてほしい。

(審査請求書、反論書、2017年12月15日付け主張書面)

第2 審査庁の諮問に係る判断の要旨

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

1 離職日は、昭和58年12月31日である。離職日以前3か月間の賃金額が不明であるので、193号通達に基づき平均賃金を算定することになる。本件は193号通達に基づき平均賃金を推算すべき場合であり、算定された金額は通達を適切に適用した結果である。

2 審査請求人が新たな資料とする賃金明細は、請負代金の支払を示すものと捉えることもでき、この賃金明細をもって直ちにPが平成10年まで審査請求人を雇用し賃金を支払っていたと断定することはできず、むしろ請負代金の支払を示すものとして捉えた場合、平成28年8月4日の聴取時に審査請求人が「昭和59年、30歳に『R』の屋号で独立し」た旨主張したことに符合する。

そのため、原処分どおり、賃金に関する客観的な記録はないとして、昭和58年12月31日を離職日とすることが妥当であると考えられる。

なお、審理員の意見も同旨である。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件の審理員の審理手続については、特段違法又は不当と認められる点はない。

2 本件処分の適法性及び妥当性

上記第1の2のとおり、労働者が業務上疾病の診断確定日に既にその疾病の発生のおそれのある作業に従事した事業場を離職している場合の平均賃金については、最終事業場を離職した日以前3か月間に支払われた賃金により算定した金額を基礎とし、算定事由発生日（診断確定日）までの賃金水準の上昇を考慮して当該労働者の平均賃金を算定する運用が行われており（556号通達）、この期間に支払われた賃金が不明で556号通達に基づく算定ができない場合は、当該労働者と同種の労働者等に係る統計データ等の金額を用いて算定することとされている（193号通達）。

上記算定に用いられる「最終事業場を離職した日」につき、審査庁は、審査請求人が最終事業場であるPを離職した日を昭和58年12月31日と認定し、その上で、同日以前3か月間に支払われた賃金が不明であるとして193号通達によって算定するとしている。

審査庁が、審査請求人の離職日を昭和58年12月31日と認定する根拠としたのは、本件申請の際、厚生労働事務官が審査請求人から聴取した平成28年8月4日付け聴取書に「16歳から実家近くの『P』に弟子入りし」、「その後、昭和59年、30歳に『R』の屋号で独立し」と記載されていることのみである。

ところが、審査請求後に審査請求人から提出された平成29年9月5日付け「賃金の訂正と雇用期間の訂正についての申立書」には、平成10年12月までの賃金の明細書があったのでこの時までにはPで労働者として働いていたと思ふ旨記載されており、上記聴取書の記載は訂正されている。そして、審査請求人を「Pで雇用し、仕事をしてもらっていたのは、昭和45年4月から平成10年12月末でした。」と記載された「PQ」名義の書面も提出されている。

そうすると、もともと離職日を昭和58年12月31日と認定する根拠は審査請求人の申立てしかなかったところ、その申立内容が変更されたのであるから、離職日を同日と認定する根拠は失われたものといわざるを得ない。

なお、審査請求人が賃金の明細書であるとして提出した資料は、「品名」欄に人名と思われる記載がされ、それぞれについて数量及び単価を記載するほか、

その合計金額を1か月ごとに記載するものであり、確かに、これをもって直ちに給料明細として認定することには難がある。しかしながら、審査庁が主張するようにこれを請負代金の支払を示すものと認定する根拠も示されていないのである。

本件においては、離職日を平成10年12月であるとする審査請求人の申立てを覆すに足りる資料はない一方、離職日を昭和58年12月31日と認定する根拠がない以上、これを前提として平均賃金を算定するとした審査庁の本件処分に係る判断は妥当とは認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件については、審査請求人について、Pを昭和58年12月31日に離職したと認定した上で平均賃金を算定するのは妥当ではなく、本件審査請求に係る処分は取り消されるべきであり、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る審査庁の判断は妥当でない。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	大	橋	洋	一